

環境美化の日等

第 6 条 市長は、良好な環境の促進について市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

2 市内に居住する者及び事業者は、その周辺地域において、清掃活動等を積極的に推進し、環境美化に努めなければならない。

（解説）

1. 本条は、磐田市環境美化条例第 7 条に規定されていた環境美化の日を引き続き条例上規定し、市内に居住する者及び事業者の果たすべき責務について明らかにしたものである。

2. 毎年 6 月と 11 月に「磐田市環境美化統一行動」として各地域において、ごみ拾いや除草作業を実施している。

3. 磐田市環境美化条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 163 号）抜粋

（環境美化の日）

第 7 条 市長は、環境美化の促進について市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。